

勤労者財産形成年金預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 勤労者財産形成年金預金（以下「この預金」といいます。）は勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、当初預入れのときに取引の証として財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を年金元金計算日とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を特定日とします。
- (2) この預金は、1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）として預入れるものとします。
- (3) 特定日において、預入日（継続したときは継続日。以下同じです。）から期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含みます。）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金（M型）の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額（ただし100円単位とします。）を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）（以下これらを「定期預金（満期支払口）」といいます。）を作成します。ただし、自由金利型定期預金（M型）の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金（満期支払口）の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金（以下これを「定期預金（継続口）」といいます。）を作成します。
 - ③ 定期預金（満期支払口）は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入

金します。

(2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。

③ 前2号の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れされる金額についてその預入日(すでに預入れされている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項または第18条により解約する場合には、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小

数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 上記(1)②の適用利率 × 50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

(4) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

① この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

② 外国の重要な公人であるか否かに関する申告において、虚偽の申告又は申告すべき事項を申告しない場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合

④ 第15条第1項から第3項に定める取引の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合

⑤ 預金者が第19条第2項に違反し、非居住者となった旨を当行に届出なかった場合

6. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手續をすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

7. (退職時等の取扱い)

(1) 退職等の理由により勤労者でなくなったときは、この預金は第2条および第3条にかかわらず次により取扱い、当該理由の生じた日(以下「退職等の日」といいます。)の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、第5条と同様の手續をとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は自動継続を停止します。

- (2) 退職等の理由が生じた以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続をすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入をすることができます。

8. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加にかかる利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行規則第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により当店に申し出てください。ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 契約の証を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (印鑑照合等)

解約請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (通知等)

預金者が第11条第1項を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあつた氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および契約の証については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払が完了した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

また、次の各項の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金取引を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のい

かんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 預金者が当行との取引時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦ その他前各号に準ずる者

(以下、上記①～⑦を「暴力団員等」といいます。)

(3) 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

19. (非居住者との取引)

(1) 預金取引の相手方は我国の居住者に限るものとし、非居住者は対象としないものとします。

(2) 居住者として口座開設した後に非居住者となった場合は、直ちに当行にその旨を届出のうえ、当該預金口座を閉鎖・解約するものとします。

(3) 前2項は本条改定時(平成30年5月1日)に既に預金口座を開設済のものについては適用しないものとします。ただし、非居住者である旨または非居住者となった旨を速やかに当行に届出るものとします。

20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと

て、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

2 1. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【2026 年 10 月 1 日改正】